

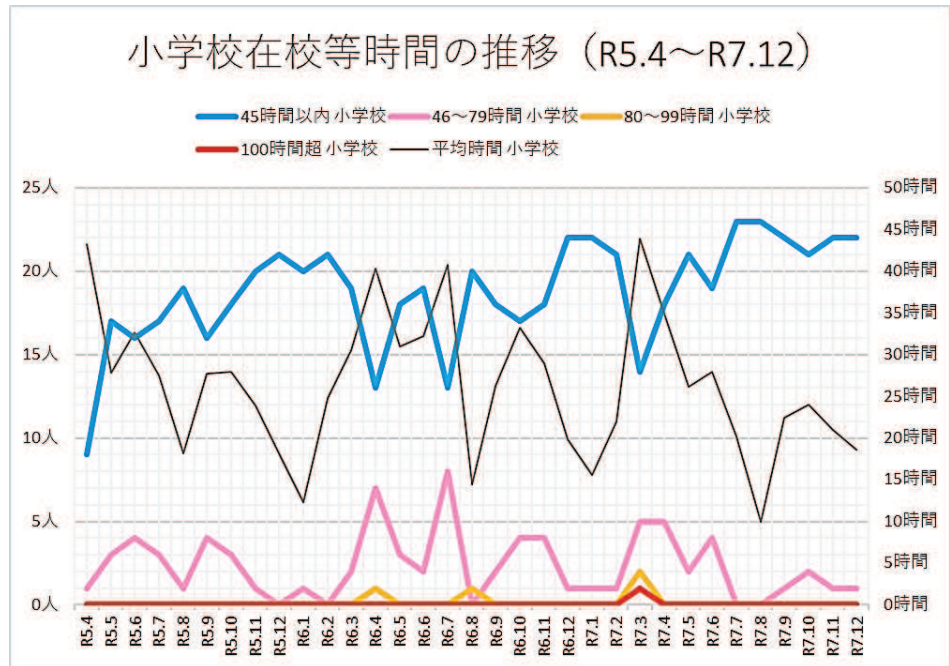
## 利尻富士町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(概要)

### 1 - (1) 計画の趣旨

給特法改正により、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表については、教育委員会に義務付けられ、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。本計画は、学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につなげていくことを目的としている。

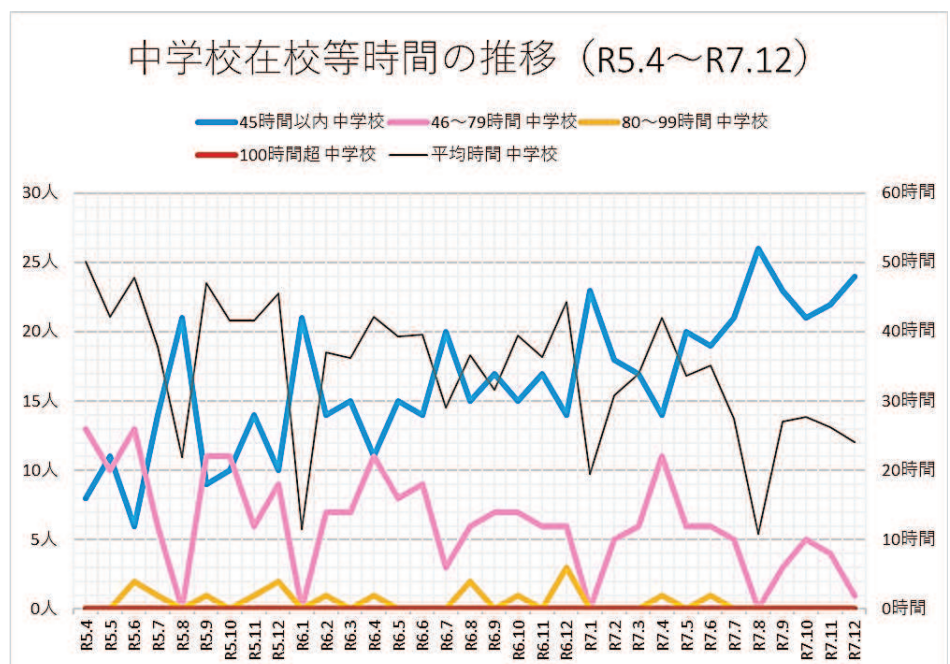
### 1 - (2) 本町の現状

計画に掲載した数値をグラフ化したもので、令和7年度では相対的に在校等時間が減少してきている。



### 2 - (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1カ月45時間以下の割合：100%
- ・ 1カ月時間外在校等時間の平均：30時間程度



### 3 計画期間

令和8～11年度  
(4年間)

#### 4 - (1) 実施する業務量管理・健康確保措置の内容（学校と教師の業務の3分類）



#### 4 - (2) 計画期間中の重点的な取り組み内容

④学校運営協議会（CS）の活用による学校支援：学校運営協議会を核として学校支援ボランティアの派遣など地域と連携した学校授業等の支援活動を推進する。

⑬部活動地域展開の加速：休日・平日の部活動の段階的な地域移行を可能な限り早期に実現する。

⑭給食の時間における対応：給食時間は、栄養教諭の助言をもとに学級担任等が指導する学習時間であるため、その充実を図るため、教育職員向けの栄養教諭による研修などを進める。

#### 4 - (4) 健康確保措置の徹底

・SC（スクールカウンセラー）巡回事業の強化：既存のSC巡回事業を継続・充実させ、教職員のメンタルヘルスに関する相談体制を強化する。

・学校運営の要である教頭が各種調査や校内外の調整等により特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務の整理や分担の見直し等により、負担軽減を図る。

#### 5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

- ・定例教育委員会や総合教育会議による進捗管理
- ・教育職員に対する定期的なアンケート等の実施